各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等 に関する運用指針の一部改正について

移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続きについては、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」(平成9年3月26日付け消防危第33号。以下「33号通知」という。)により、運用されているところである。

今般、常置場所変更に伴う行政機関相互の連絡について簡素化を図るため、33号通知「別紙 第一1.3.3 行政機関相互の連絡」の部分を下記のとおり改正することとしたので、執務上の参考としてください。

なお、貴管内の市町村に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

記

## 第1 移動タンク貯蔵所の手続に関する事項

## 1.3.3 行政機関相互の連絡

新行政庁が行政庁の異なる常置場所の変更に係る許可をした場合は、新行政庁から旧行政庁に対し、その旨を通知すること。この場合において、受取人に渡るまでの間に、不正な改ざん等が行われていないことが確認できる場合は、ファクシミリ等簡易な方法により、行うことも可能であること。

なお、文書による通知の様式は、別記様式1を参考にされたい。

## 移動タンク貯蔵所変更許可通知書

年 月 日

(旧行政庁危険物規制事務主管課)殿

(新行政庁危険物規制事務主管課)

貴行政庁の設置(変更)許可に係る次表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書(及び譲渡引渡届出書)の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可(及び当該届出書の受理)を行ったので通知します。

記

		第1欄	第2欄
許 可 行 政 庁			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置	場所		
設置・変更許可 年月日(番号)			
完成検3	查年月日 号 )		
譲渡引源受理 壁	度届出書 手 月 日		
その他必	要な事項		

- 注)1 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われるものである場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。
  - 2 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。